

【重要】 杵築市健康福祉センター使用料等の変更について

いつも健康福祉センターをご利用いただきまして、ありがとうございます。

このたび、健康福祉センターでは、来る7月1日から温泉場料金及び利用時間の変更を行います。

何卒ご理解のほどよろしくお願いたします。

新料金及び利用時間の適用開始日 令和2年7月1日（水）

施設名	区分		現行	改正後	
温泉場	大人 (一般)	／1人1回	110円	220円	利用者が他市町村の住民等の場合は、 大人(一般)は330円 子ども(小中学生)は110円
	子ども (小中学生)	／1人1回	50円	110円	
多目的ホール		／時間	1,100円	変更なし	1 利用時間が1時間に満たない場合でも使用料は、減額又は免除しない。
冷暖房施設	基本料		廃止		2 利用時間を延長した場合は、1時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する(1時間未満は、1時間とする。)
	／時間		1,650円		3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。
屋根付広場		／時間	550円		4 利用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき又は入場料は徴収しないが営利を目的として利用する場合は、使用料の200%を加算する。
運動広場		／時間	110円	1 利用時間が1時間に満たない場合でも使用料は、減額又は免除しない。	
				2 利用時間を延長した場合は、1時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する(1時間未満は、1時間とする。)	
				3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。	
夜間照明		／時間	3,300円	1 最初の利用時間は、1時間とし、1時間に満たない場合でも使用料は、減額又は免除しない。	
				2 利用時間を延長する場合は、30分ごととし1時間当たり使用料の50%を加算する(30分未満は、30分とする。)	
				3 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。	

	現行	改正
温泉場 利用時間	午前10時から午後9時まで	正午から午後9時まで ※祝日及び12/29から翌年1/3までは午後8時まで